令和８年（フ）第２５号
長崎県島原市新町１丁目222番地４
破産者　坂木　武史
１　決定年月日　令和８年９月28日
２　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所島原支部破産係

令和８年（フ）第３１号
長崎県島原市大下町丙1495番地46　仁田住宅Ｅ棟10号
破産者　日向　昭子
１　決定年月日　令和８年９月28日
２　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所島原支部破産係

令和８年（フ）第３３１号
大分市高江南２丁目８番地の10
破産者　佐藤　和成
１　決定年月日　令和８年９月28日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第３５９号
大分県別府市鉄輪634―７　かんなわアパート301号室、住民票上の住所宮崎県延岡市共栄町71番地８　県営住宅　52―202―50
破産者　田畑　倫明
１　決定年月日　令和８年９月28日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第３８９号
大分市大字関園234番地の２　プリーモ　レヴァータ203
破産者　本田　良貴
１　決定年月日　令和８年９月28日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第３９９号
大分市花津留２丁目16番13号
破産者　黒田　利江
１　決定年月日　令和８年９月28日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第２７８号
宮崎市大字加江田4910番地　あおしま優亜館、前住所宮崎市柳丸町26番地１　コーポやまたけ203号
破産者　濵田　憲久
１　決定年月日　令和８年９月28日
２　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第２００号
沖縄県沖縄市美里１丁目25番24号　Ｅｓａｎ　Ｔｅｒｒａｃｅ美里1001
破産者　緑間　　涼
１　決定年月日　令和８年９月28日
２　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和８年（フ）第２２２号
沖縄県宜野湾市我如古３丁目12番17―403号　シティライツ我如古
破産者　請藏　拓真
１　決定年月日　令和８年９月28日
２　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

特別清算開始

令和８年（ヒ）第１００２号
神戸市兵庫区大開通２丁目３番３５号
清算株式会社　ニシムラ洋紙株式会社
代表清算人　山根一宏
１　決定年月日　令和８年９月１７日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（ヒ）第１０号
堺市中区土師町１丁１２番１３号
清算株式会社　安心堂白雪姫株式会社
代表清算人　橋本太七
１　決定年月日　令和８年９月１８日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
大阪地方裁判所堺支部

特別清算終結

令和8年（ヒ）第3018号
大阪市中央区道修町一丁目６番７号ＪＭＦビル北浜０１（９階）
清算株式会社　株式会社ＴＫ
１　決定年月日　令和8年9月18日
２　主文　　本件特別清算手続を終結する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和8年（ヒ）第3016号
大阪府堺市美原区多治井３５４番地１
清算株式会社　株式会社角森商事
１　決定年月日　令和8年9月18日
２　主文　　本件特別清算手続を終結する。
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算協定認可

令和８年（ヒ）第３００２号
群馬県吾妻郡東吾妻町大字大戸１５９９番地１
清算株式会社　株式会社ＨＡＲ
代表清算人　萩原勲
１　決定年月日　令和８年９月１８日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　本協定の対象となる債権は、清算株式会社に対する債権のうち、一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、特別清算の手続のために清算株式会社に対して生じた債権、及び特別清算の手続に関する清算株式会社に対する費用請求権を除いた債権（以下「協定債権」という。）であり、同債権を有するものを協定債権者という。
２　別紙協定債権者一覧記載の協定債権者は、清算株式会社に対する協定債権の全額（協定債権に対する利息、遅延損害金の一切を含む。）につき、協定案認可決定の確定日をもってその債務を免除する。
３　前項の債務免除の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を別紙協定債権者一覧記載の協定債権額の割合に応じて按分して弁済する（ただし、1円未満の端数については一律に切り捨てて弁済額を計算する。）。この場合における弁済は、各協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。ただし、振込手数料は清算株式会社の負担とする。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
（別紙省略）
以上
前橋地方裁判所民事部

令和８年（ヒ）第３００４号
群馬県前橋市駒形町１８１－１
清算株式会社　株式会社ＳＧ商会
代表清算人　須賀康平
１　決定年月日　令和８年９月１６日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　通則
本協定の対象となる債権は、令和８年６月２２日（開始決定日の前日）までの原因に基づいて発生した協定債権（同月２３日（開始決定日）以降の利息及び遅延損害金を含む。以下同じ。）とする。
第２　共益的債権及び優先債権
特別清算の手続のために清算株式会社に対して生じた債権及び特別清算の手続に関する清算株式会社に対する費用請求権等の共益的債権、租税その他国税徴収法又はその例により徴収することができる請求権並びに一般の先取特権その他一般の優先権がある債権は、随時全額弁済する。
第３　協定債権
１　清算株式会社は、協定債権者全員から、協定債権の全額について、本協定の認可決定の確定時に免除を受ける。
２　前項の免除後、清算株式会社に新たな財産が発見された場合は、これを清算株式会社が換価した上で、共益的債権及び優先債権の弁済に充てる。当該弁済後、なお残余財産がある場合は、これを弁済原資として、各協定債権者に対し、各協定債権額の割合に応じて按分して弁済する。この場合、各協定債権者が前項の規定により行った債務の免除は、新たになされた弁済の限度で効力を失うものとする。
以上
前橋地方裁判所民事部

令和８年（ヒ）第３００５号
群馬県前橋市駒形町１８１－１
清算株式会社　株式会社プランナー商事
代表清算人　須賀康平
１　決定年月日　令和８年９月１６日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　通則
本協定の対象となる債権は、令和８年６月２２日（開始決定日の前日）までの原因に基づいて発生した協定債権（同月２３日（開始決定日）以降の利息及び遅延損害金を含む。以下同じ。）とする。